

各 位

上場会社名 帝 国 繊 維 株 式 会 社 代 表 者 代表取締役会長 白岩 強 (コード番号 3302)

問 合 せ 先 取 締 役 副 社 長 岡村 建 (TEL. 03-3281-3022)

## 「内部統制システム整備の基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、執行役員制度導入および指名報酬委員会の設置に伴い、本日の取締役会において、「内部統制システム整備の基本方針」を一部改定することを決議いたしましたのでお知らせいたします。改定後の内容は下記のとおりです。

記

## 内部統制システム整備の基本方針

- 1. 取締役、執行役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - (1) コンプライアンスについては、企業の社会的責任を果たすとともに、法令・定款を遵守 し、企業倫理の確立と経営の健全化の確保に努めることを基本とする。
  - (2) 当社は、当社および当社子会社(以下「当社グループ」という)における取締役、執行 役員および使用人を含めた行動規範として「テイセンの企業行動憲章」「コンプライアン ス規程」「コンプライアンスマニュアル」を定め、その周知徹底を図る。
  - (3) 当社は、代表取締役を委員長とする「コンプライアンス委員会」により、当社グループ における法令および定款等の遵守を統括する。また、内部統制の実施状況を検証するた め、業務・品質監理室は「内部監査規程」に基づいて内部監査を行い、その結果をコン プライアンス委員会および監査役会に報告する。
  - (4) 当社は、通報相談窓口を設け、取締役、執行役員および使用人の職務執行に係わるコンプライアンス等の遵守を図る。

### 2. 取締役、執行役員の職務の執行に係わる情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役、執行役員の職務執行に係わる情報を文書で保存し、文書の保存期間その他の管理体制については、「文書管理規程」等によるものとする。

## 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「リスク管理規程」のほか有事の対応を定めた諸規程を整備し、当社グループ全体のリスク管理体制を確立する。また、当社の各業務を担当する取締役は、自己の担当領域について、当社グループ全体のリスク管理の体制を構築する権限と責任を有する。また、当社のコンプライアンス担当取締役は、これらを横断的に統括、管理する。

### 4. 取締役、執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 執行役員制度を導入し、経営の意思決定および監督機能と業務執行機能の分担を明確に することで、経営機能と執行機能の双方を強化し、経営の機動性の向上、コーポレート ガバナンスのレベルアップを図る。
- (2)代表取締役は、取締役、執行役員を中心に構成される経営会議および取締役会を通じて、 月次業績のレビューと改善策の実施など、当社グループの各取締役の業務執行の効率的 運営と監視体制の整備を行う。
- (3) 取締役会における取締役、執行役員の指名および報酬等の意思決定のプロセスの公正性・透明性・客観性の確保と説明責任を強化するため、取締役会の任意の諮問機関として、半数以上が独立社外取締役で構成される指名報酬委員会を設置する。指名報酬委員会は、取締役、執行役員の選解任に関する事項および報酬等について審議した結果を取締役会に報告する。

#### 5. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社グループ各社の業務の適正を確保するため、当社グループ「企業行動憲章」の、グループ全体への浸透を図る。
- (2) 当社は、グループ全体を対象としたリスク管理規程、コンプライアンス規程、職務権限 規程、文書管理規程、情報セキュリティ管理規程その他の業務の適正化のための規程な らびに内部牽制システム等の整備を行う。
- (3) 当社は、「関係会社管理運営規程」にしたがい、当社グループの各社をして、子会社の経営上の重要事項について事前協議または報告をさせるとともに、当社グループ各社を含めた役員・部長連絡会を定期的に開催するなど、意思決定の迅速化と情報や課題の共有化に努める。

# 6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項 ならびにその使用人の取締役および執行役員からの独立性に関する事項

- (1) 当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査役の職務を補助すべき使用人を配置する。
- (2) 監査役の職務を補助すべき使用人が他の部署の業務を兼務する場合には、当該他の部署

の業務に対して監査役の指揮命令を優先させる。

(3) 第1項に基づき配置された使用人の任命、評価・異動等については、監査役会の意見を尊 重する。

# 6. 取締役、執行役員および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する 体制

- (1) 当社グループの取締役、執行役員、監査役(当社子会社の監査役に限る)および使用人は、当社の監査役に下記の事項につき報告することとする。
  - ① コンプライアンスに反する事項
  - ② 各部門の業務執行ならびに経営状況に係わる重要な事項
  - ③ 当社グループの経営・業績に著しい影響を及ぼす重要な事項
  - ④ 内部監査の状況およびリスク管理に関する状況
- (2) 当社は、当社自らまたは当社子会社をして、前項に基づく報告を行った者に対し、報告を 行ったことを理由として不利益な取り扱いをすることを禁止させるものとし、かかる取 り扱いを周知徹底させる。

## 8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社の監査役は必要に応じ、独自に顧問弁護士を委嘱し、また、より専門性の高い事項 については、専門家から助言を受ける機会を保障されるものとし、その費用を会社に求 めることができる。
- (2)業務・品質監理室内部監査グループは監査役との連携を保ち、適切な意思疎通および効果的な監査業務の遂行を図る。

### 9. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、反社会的勢力との関係を一切遮断することを目的とし、反社会的勢力への対応を所管する部署を経営企画部と定めるとともに、反社会的勢力排除のための社内体制の整備強化を推進し、反社会的勢力には警察等関連機関とも連携し毅然と対応していく。

#### 10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループは、金融商品取引法に基づく内部統制報告制度への対応を、企業基盤強化のインフラ整備の一環として位置づけ、組織の業務全体に係わる財務情報を集約したものである財務報告の信頼性を確保するために、当該財務報告に係わる内部統制の有効かつ効率的な整備・運用および評価を行うものとする。

以上